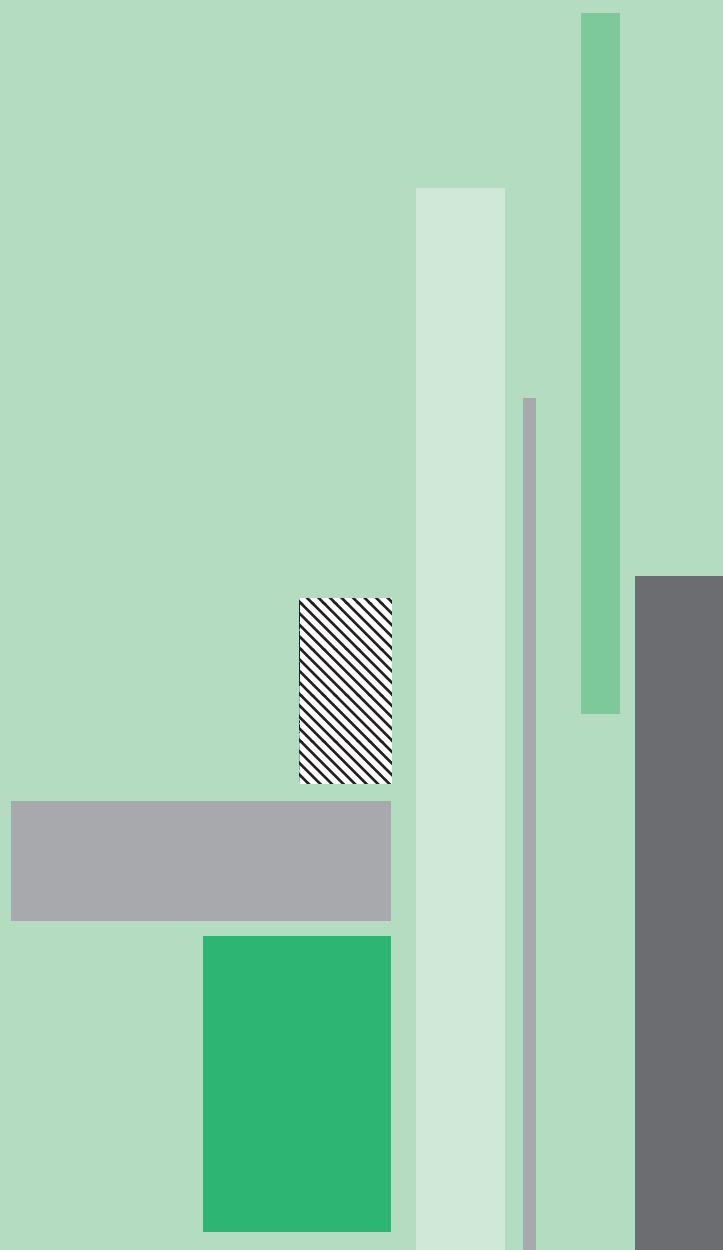


## 日本共産党埼玉県議会議員団の主張と活動

■ 2015年5月臨時会



日本共産党埼玉県議会議員団

## 目 次

### 2015年5月臨時県議会（2015年5月26日）

- 1、議会運営委員会における村岡正嗣議員の質疑（2015年5月26日）……………2
- 2、多選自粛批判 法順守求める決議に対する村岡正嗣県議の反対討論（2015年5月26日）……………7
- 3、議案及び請願に対する各会派の態度……………8

# 2015年5月臨時県議会

## 1 議会運営委員会における村岡正嗣県議の質疑

2015年5月26日

### 第1回

小島委員

この際、委員会における請願の取扱いについて、提案させていただきたい。今までも我が会派が率先して進めてまいった議会改革の一環として、県民に開かれた議会を更に推進するために提案させていただきたい。

ついては、委員長、資料を配布させていただいてもよいか。

<委員長 許可>

<事務局職員が自民委員から資料を受け取って配布>

小島委員

県民に開かれた議会の実現のため、請願者から請願の趣旨説明のため発言の希望がある場合は、請願が付託された委員会の委員長の許可により、委員会において発言の機会を付与することを提案させていただく。

「1 対象とする請願」は、県政に関するものとする。

「2 発言の許可」についてだが、まず、請願の受付を行う際に、請願の趣旨説明のための発言の希望の有無を請願者に確認して、希望がある場合には、委員会の開会前に委員長が許可、不許可を決定し、その結果を請願者に通知する。発言を許可する場合は、日時、場所、その他の事項を合わせて通知する。発言できる請願者は、一つの請願につき1人とする。

なお、発言の許可は、最終的には委員会にお

いて諮り、決定することとする。

「3 発言の方法」についてだが、発言を許可された請願者は、委員長の指示に従って委員会室に入室し、委員長の発言許可により請願の趣旨説明を行う。発言時間は5分以内とし、委員は請願者に質疑をすることができるものとする。写真やパネルなどの資料の使用は認めないこととし、発言終了後、請願者は委員長の指示により退室するものとする。

「4 実施時期」については、2015年6月定例会において審査する請願から適用するものとする。

こちらを御協議いただきたい。以上、提案する。

委員長

ただ今の件について、何か御意見はあるか。

村岡委員

ただ今、自民党から提案のあった案について、議運における取扱いはどのようになるのか。

委員長

議運の場で採決し、御了承がいただければ、そのまま委員会の運用規程として発効することになる。

村岡委員

今の提案は大変大事な内容なので、会派に持ち帰りたいと考える。その後、しかるべき場所で協議を継続してほしい。

委員長

ただ今、村岡委員から、案を会派に持ち帰った上、検討し、今後の議運で協議していきたい旨の提案があったが、いかがか。

<賛成との声あり>

委員長

それでは、御意見を伺ったが、各会派で持ち帰り検討の上、今後の議運で御協議いただくということでよいか。

<了 承>

### 第3回

委員長

10 その他に入る前に、さきの議会運営委員会で自民から提案のあった、請願者の委員会における発言の件について、御協議願う。

各会派に持ち帰り、御検討いただいたかと存じるが、何か御意見はあるか。

村岡委員

提案者に対して2つ質問がある。

1点目は、「1 対象とする請願」について、「県政に関するもの」とあるが、どう判断するのか。例えば、国に対して意見書をあげてほしいといったことも、県民の生活に関わることがありうると考えるが、どうか。

2点目は、「2 発言の許可」の「(2) 委員会開会前に委員長が許可、不許可を決定し」とあるが、その基準はどのようなものを考えているのか。

小島委員

1点目について、国に対する意見書等に係る請願は対象とはならないと考える。拡大解釈し、

県政に関わらないこともあがってきてしまうおそれがあるので、提案者としては、対象外と考える。

2点目について、委員長の権限で、請願が県政に関するものか、そうでないかを判断してもらうこととなる。どうしても疑念が残るものについては、委員会で諮り、請願者に発言を認めるか否かを決定することとなる。

村岡委員

国への意見書等については対応しないとのことだが、例えば、消費税の増税などは賛成、反対と意見が分かれるものと思われる。慎重審議してほしい等の意見書を国にあげてほしいということは、県民の生活に直接関わるものだと私は考える。それを国政の件ということで対応しないのは納得できないのだが、その点についてお答えいただきたい。

小島委員

県議会に消費税に係ることを決定する権限はないし、先ほど申し上げたとおり、そういった切り口を認めると、拡大解釈し、県政に関するものではない、様々な請願について、発言の機会を認めることになる可能性がある。国に対する意見書等の請願者は、直接国に陳情に行くなどして、処理をしていただきたい。

村岡委員

先ほど、委員会に諮るという説明があったが、これは、委員長が許可、不許可をしたことについて、委員会で報告し、各委員の意見を聞き、多数の意見により、委員長の決定した内容が変わるという意味で受け止めてよいのか。

小島委員

そのとおりである。どうしても決まらない場合には、委員会で採決してもらい、判断をして

いただくことになる。

#### 村岡委員

会派で協議した意見及び要望について発言させていただきます。

「1 対象とする請願」について、県民の暮らしに関わることで国に対して意見を言いたいというのもありうるので、「県政に関するもの」のなかに、「県政・県民に関するもの」というように修正を要望する。

また、「2 発言の許可」の部分だが、「許可」ではなく「手続」とし、(2)は削除する。原則認めるとして、委員会に諮るものとしていただきたい。したがって、(3)の「発言を許可する場合は、」という部分は削除する。(4)も削除する。

また、「3 発言の方法」の(2)の発言時間に関すること及び(3)の資料の使用に関することも削除していただきたい。

以上が、我が党の修正案であり、要望である。

併せて、議会改革については、当然必要であると考えますが、それならば、請願に対する討論も認めることも含め、改革してもらいたい。

また、今回の提案は本日の議運において突然提案され、当日採決までしたいということを表示されたが、やり方があまりに拙速で乱暴であると考えます。十分時間をかけて、よりよいものを練り上げることが必要ではないかと提案する。

#### 岡委員

1点目は、2の(3)で「発言を許可する場合は、日時、場所、その他の事項を合わせて通知する」とあるが、その他の事項とはどういったことを想定しているのか。

2点目は、3の(2)で「発言時間は、5分以内」と制限しているが、内容によっては5分を超える時間が必要な場合もあるかと思うが、あえて5分以内とした理由について聞きたい。

最後に、3の(3)で「写真やパネルなどの資料の使用は認めない」としているが、なぜ認めないのか。

#### 小島委員

1点目についてだが、発言を求める方が議会になじみの薄い方の可能性もあるため、注意事項を周知するなどを想定している。

2点目の発言時間を5分としたことについては、実際に運用している他の議会を参考にしたものである。長ければ良いというものでもないし、5分程度でまとめていただくのが適当と考える。

3点目について、本会議でも、議長の許可を得ない限り、議員がパネル等の資料を使用することは認められていない。請願者の意思をしっかりと言論で伝えていただくことが大事であり、原則として資料の使用は認めるべきではないと考える。

#### 岡委員

発言時間について、「5分以内を基準とする」など幅を持たせた方が、請願者は説明しやすいのではないかと考える。

私たちの会派も、本日の本委員会で決定するのではなく、各会派の意見を持ち寄って、議論を重ねた上で決定する内容ではないかと考える。

#### 田並委員

請願の趣旨説明を認めるようになるのであれば、説明を受け、議会で討論し、その結果を請願者に伝えるのがよいのではないかと考える。

また、岡委員も発言されていたが、議会あり方研究会なり議運なりでもっと議論を重ね、よりすばらしいものにした方がよいのではないかと考える。

#### 小島委員

2か月前くらいには議会改革が遅れていると

いわれていたもので、スピーディに議会改革を推進する意味からも、県民の声を直接聞く議会というものを実現するために、それほどハードルの高くない内容を提案させていただいたところであるので、是非提案の趣旨に御賛同いただきたい。

村岡委員

自民以外の会派から、様々な意見や要望があったが、小島委員からは特段それに対して受け入れる旨の発言はなかった。議会改革はなるべく全会派一致で改革を進めていくことが必要だと考える。遅れているという声があったというのが誰のことを言っているのかは分からないが、我が党も毎改選時に改革を申し入れているし、他の会派も行っているものと思う。決して私たちは努力してこなかったわけではない。ただ、全会派一致をみなかったということである。スピード感を持って改革するというのであれば、今後もスピーディに協議を継続していき、意見をすり合わせて、少しでも歩み寄ってよいものをつくればよい。今の状態では、こちら側の意見が受け入れられず、一致をみない。そのような方法で議会改革を進めてよいのか、議運の在り方が問われることになる。もう少し丁寧にやるべきだと考える。

委員長

それでは、御意見を伺ったが、請願者の委員会における発言に関する案について、修正との意見もあったが、賛成との意見が多数であるので、6月定例会以降、請願者から請願の趣旨説明のため発言の希望がある場合は、請願が付託された委員会の委員長の許可により、委員会において発言の機会を付与することでよいか。

村岡委員

採決をすることについて事前に宣言していた

だきたい。

今は、提案者に対して質問と意見を述べた。その意見の調整をしないまま、今、採決をするというのであれば、是非、一旦休憩を取っていただきたい。

野本委員

委員長、採決をお願いします。

委員長

それでは、議論が尽くされたようであるので、請願者の委員会における発言の可否について、採決することでよいか。

<了 承>

委員長

これより、採決する。

請願者の委員会における発言に関する案について、賛成の委員の起立を求める。

(起 立)

委員長

起立多数である。

よって、この件については、6月定例会以降、請願者から請願の趣旨説明のため発言の希望がある場合は、請願が付託された委員会の委員長の許可により、委員会において発言の機会を付与することに決定した。

委員長

特別な事情が生じたため、ただ今から、委員会を開会する。

委員長

1 動議についての(1)急施事件の認定についてである。

さきの本会議において、緊急を要するとして動議が提出されたが、何か御意見はあるか。

それでは、そのように決定した。

#### 岡委員

県民会議としての意見を述べる。本動議については、臨時会で取り上げるだけの、緊急性の高い急施事件ではないと考えている。知事や執行部等が法規を遵守することは当然のことだが、今回の決議案については具体的にどういった法規について言っているのか明確ではない。また、具体的な条例違反が明確でない。もし、知事の大選自粛条例のことを言っているのであれば、努力を求めた自粛条例であり、禁止や制限ではないと考えるので、急施事件とは認められない。

#### 田並委員

何も起きていない状態で、急施事件と認めることは、地方自治法と照らし合わせるとおかしいのではないかと。具体的な法令違反の状態がないのに急施事件と認めるのは理解に苦しむ。

#### 委員長

それでは、御意見を伺ったが、緊急性を認めないとの意見もあったが、緊急を要するものとの意見が多数であるので、特に緊急性を認め、動議を審議することによろしいか。

<了 承>

#### 委員長

なお、動議の取扱いについては、急施事件と認め、日程に追加し、直ちに議題とすることについて、次の本会議で、起立採決により、お諮りすることによいか。

<了 承>

#### 委員長

## 2 多選自粛批判 法規遵守求める決議に対する村岡正嗣県議の反対討論

2015年5月26日

日本共産党の村岡正嗣です。

日本共産党を代表して、「知事、県執行部、及び県付属機関の法規遵守を求める決議案」に対する反対討論を行ないます。

本決議案は、知事が自ら決定した多選自粛条例の努力義務規定を、遵守しないことをもって、急施議案として提出されました。多選自粛条例について党県議団は「知事多選に弊害があると本人が確信しているならば、自ら決断して引退すれば済むことでわざわざ条例を制定する必要はないとして、反対いたしました。

法治国家において知事・執行部及び県付属機関が、法律や条例など様々な法規を遵守することはあまりにも当然の原則であり、述べたように制定する意味もない条例を遵守しないことを理由として、臨時会の際に突然かつ緊急に決議案を提出することは、認めることはできません。

これは、もはや知事の再出馬を望まない会派の党利党略としかいいようがありません。このような一会派の都合で議会運営を振り回すやり方はとうてい、県民の理解を得ることは不可能であり、県議会の権威を失墜させることとなります。

したがって、同決議案には反対をいたします。



### 3 議案及び請願に対する各会派の態度

知事提出議案に対する各会派の態度

○賛成 ×反対

議案番号	件名	各会派の態度						採決結果
		共産党	自民党	民主・無所属	公明党	県民	改革	
第77号議案	埼玉県監査委員の選任について							同意
第78号議案	埼玉県監査委員の選任について							同意

(注) 1 第77号議案及び第78号議案については、議会運営委員会で賛否の確認を行いませんでした。

2 各会派の議員数は、表決状況確認時の人数です。

議員提出議案（意見書・決議）に対する各会派の態度

○賛成 ×反対

議案番号	件名	各会派の態度						採決結果
		共産党	自民党	民主・無所属	公明党	県民	改革	
議第11号議案	埼玉県議会委員会条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	原案可決

(注) 1 各会派議員の議案に係る賛否については、採決を行う本会議に先立って開かれる議会運営委員会で確認しています。この表は、議会運営委員会で確認した内容を議案ごとに示したものです。

2 各会派の議員数は、表決状況確認時の人数です。

県政資料・第126号

## 日本共産党埼玉県議会議員団の主張と活動

2015年5月臨時県議会

---

住 所 〒330-9301  
さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内  
県庁代表 048(824)2111 (内線6023)  
直通電話 048(824)3413  
F A X 048(825)1048  
ホームページ：<http://jcp-saitama-pref.jp/>  
Mail：[jcp-sai@apricot.ocn.ne.jp](mailto:jcp-sai@apricot.ocn.ne.jp)

